

## 令和8年度 千葉市第3子以降の学校給食費無償化制度について

以下の制度案内は、令和8年度に千葉市立中学校(中等教育学校前期課程を含む)・特別支援学校(中学部に限る。)に在籍しているお子さまを対象としています。

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の義務教育期間における千葉市立学校の学校給食費が無償になります(令和8年4月～令和9年3月)。無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が 毎年度ごとに必要 です。前年度に本無償化の適用となった場合でも、令和8年度分として改めて申請いただく必要がありますので、恐れ入りますが対象となる方は以下の案内にそってお手続きをお願いします。

### □ 学校給食費無償化の対象となる保護者

令和8(2026)年度は、以下の①から④を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。無償化されるのは、扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費です。

- ① 平成26(2014)年4月1日以前に生まれた子を3人以上扶養している。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が千葉市立中学校(中等教育学校前期課程を含む)・特別支援学校(中学部に限る。)で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護・就学援助制度等(就学奨励費を除く。)で学校給食費の支援を受けていない。(ただし、現在申請中である場合は、本無償化制度もあわせて申請いただきますよう、お願いします。)
- ④ 令和7年度以前に学校給食費の滞納が無い。(完納後に申請をお願いします。)

### □ 申請方法のご案内

#### 電子申請の場合

申請は「ちば電子申請サービス(千葉市)」をぜひご利用ください

無償化ホームページ★(右のQRコードまたは下記URL参照)より、案内にそって申請してください。なお、電子申請では①電子署名・②健康保険資格情報の画像添付が必要になります。



HPはこちら

#### 書面申請の場合

- ① 「第3子以降学校給食費減免申請書(令和8年度用)」を世帯で1枚、必要事項に記入しご用意ください。なお、お子さまの学校・学年は令和8(2026)年4月時点(随時申請は申請時点)でご記入ください。
- ② 申請書に記載されたお子さまの内、令和8年4月時点(随時申請は申請時点)で千葉市立中学校(中等教育学校前期課程を含む)・特別支援学校(中学部に限る。)に在籍していない子の健康保険の資格情報が分かる有効な書類※の写し(コピー)を、申請書裏面へ貼付又は同封してください。申請書記入例は無償化ホームページ★に掲載していますのでご参照ください。  
※ マイナポータル「健康保険証情報」画面を印刷したもの、資格確認書  
※ 令和7年12月2日以降より健康保険被保険者証は有効期限切れのため添付不可となります。  
※ 書類添付の際は、各種番号が見えないよう、マスキング処理をお願いします。
- ③ 個人情報保護・書類脱落防止のため、お手持ちの任意の封筒に申請書類を入れ、のりづけ等により封をしてください。
- ④ 封筒表面に第3子以降の対象となる子の学年・氏名、保護者名及び「令和8年度 給食費減免申請書」を明記してください(学校へ直接提出する場合のみ明記。郵送の場合はお子さまの学年・氏名の記載は不要です。)
- ⑤ 裏面の申請期限をご確認の上、④で封筒表面に記入した子の通う学校に、申請書を入れた封筒を提出してください。裏面に記載の保健体育課に郵送又は直接提出することも可能です。

千葉市 第3子

検索 (Information in English and Chinese is also available below.)

裏面へ

[★URL: <https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/03-3ikoukyusyokuhimusyoku.html> ]

## □ 令和8年4月(年度初回の請求分)から無償化の適用を受ける場合の申請

年度初回の請求分から無償化の適用を受ける場合は、下記の期日までに申請をお願いします。

- ① 扶養している子に中学校 新2・3年生がいる世帯 : 令和8(2026)年4月10日(金)まで
- ② 扶養している子に中学校 新1年生のみがいる世帯 : 令和8(2026)年4月24日(金)まで

※ 扶養する第3子以降が中学新1年生のみで、申請書を学校へ提出する際には、該当のお子さまが令和8年度から新たに入学する学校へご提出ください。

## □ 随時申請 (※令和8年度最終申請期限:令和9(2027)年2月26日(金))

毎月20日(土日祝日の場合は直前の開庁日)までに受け付けた申請について、認定された場合は、翌月の口座振替(請求)より無償化が適用されます(遡及認定となった場合は、過納分の給食費を後日還付します)。

※令和8年度最終申請期限までに申請がない場合は、当年度の無償化がされないためご注意ください。

以下の例にあてはまる場合、要件を満たしていれば無償化の対象となる可能性があります。

- …市外から転入してきた
- …扶養する子(中学生以上)が増えた
- …未納分の給食費を完納した
- …生活保護・就学援助を受けられなくなった

※申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、下記保健体育課までお問い合わせください。

## □ 決定通知

審査の結果を記載した第3子以降学校給食費減免決定通知書は、以下のとおり配付します。

○当初申請分:令和8(2026)年6月ごろ

○随時申請分:申請書提出から1~2か月程度 ※いずれも申請に不備等が無かった場合

無償化が認定されたお子さまは、対象期間の学校給食費については請求されません。

ただし、学校給食費等の納入を口座振替により行っている場合は、学校給食費を除いた「日本スポーツ振興センター共済掛金」「学校徴収金」のみ引き落としが発生することがありますのでご注意ください。

## □ 食物アレルギー等により学校給食の提供を受けていない場合

第3子以降のお子様が、食物アレルギー等やむを得ない理由により学校給食の提供を受けておらず、学校へ代替食を持参している場合にも、本無償化の申請をお願いします。本無償化が認定され、要件を満たした場合、完全給食費との差額分の給付について別途ご案内いたします。

※下線部に該当し、令和7年度の給付案内が届いていない場合には、令和8年3月末までに下記へお問い合わせください。

[制度ホームページ: <https://www.city.chiba.jp/kyoiku/gakkokyoiku/hokentaiiku/kyusyokusagaku.html> ]

## □ 年度途中で申請内容の変更が生じた場合

無償化の決定を受けた後に、提出した申請書の内容に変更が生じた場合(扶養している子(中学生以上)の人数に変更があった場合など)は、速やかに学校給食費減免状況変更届(ホームページよりダウンロードすることができます。)をご提出ください。詳細は、下記保健体育課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 千葉市教育委員会保健体育課 公会計班 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

●電話:043-245-5909 ●メール:kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp